政令第四百四十五号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第七号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十二条第一項及び第六項、第十三条第一項並びに第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本年金機構」の下に「（以下「機構」という。）」を加える。

第九条を第十二条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）」を付する。

第七条の次に次の三条を加える。

（平成二十六年改正法附則第十二条第一項の政令で定める期間）

第八条　平成二十六年改正法附則第十二条第一項の政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　国民年金法第九十四条第四項又は附則第九条の四の三第三項若しくは第九条の四の九第六項（同法附則第九条の四の十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により国民年金の保険料が納付されたものとみなされた期間

二　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第四項の規定により国民年金の保険料が納付されたものとみなされた期間

三　平成二十六年改正法附則第十条第四項の規定により国民年金の保険料が納付されたものとみなされた期間（特定付加保険料の納付手続等）

第九条　平成二十六年改正法附則第十二条第一項の規定により同項に規定する特定付加保険料（次項において「特定付加保険料」という。）の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、特定付加保険料納付申込書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、特定付加保険料の納付の手続その他特定付加保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平成二十六年改正法附則第十三条第一項の政令で定める法令）

第十条　平成二十六年改正法附則第十三条第一項の政令で定める法令は、国民年金法及びこれに基づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

本則に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十三条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

一　平成二十六年改正法附則第十二条第一項の規定による承認

二　第九条第一項の規定による特定付加保険料納付申込書の受理

2　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
	第一項各号	又は
	若しくは	により経過措置政令第十三条第一項各号
第四項	により第一項各号	行っている同条第一項各号
	行っている第一項各号	するとき
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	により経過措置政令第十三条第一項各号
第六項	により第一項各号	行っている同条第一項各号
	行っている第一項各号	経過措置政令第十三条第一項並びに第三項、第四項及び前項
第七項	前各項	同条第一項各号
	第一項各号	

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十六号）（以下「平成二十六年政令第三百五十三号」という。）第十三条第一項各号